

公立大学法人宮城大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和6年2月28日

規程第193号

(目的)

第1条 この規程は、宮城大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、研究を担当する副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメントを担う委員会)

第6条 本学における研究インテグリティ・マネジメントは研究委員会（公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号）第36条第1項に規定する研究委員会をいう。以下同じ。）が担う。

(委員以外の者の出席)

第7条 研究委員会の委員長は、公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第6条第4項の規定に基づき、研究インテグリティ・マネジメントのため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

(相談窓口)

第8条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、研究推進・地域未来共創センターに相談窓口を置く。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (R6.2.28 第208回理事会)

この規程は、令和6年2月28日から施行する。